

## 納税証明書（滞納のない証明書）の提出について

- ・ 納税証明書（滞納のない証明書）（以下、「納税証明書」という）の提出は、市町村民税の滞納がない旨の確認が目的です。
- ・ 納税証明書を取得する前に、あらかじめ右記フロー図を参考に、誰の（団体又は代表者個人）納税証明書を取得する必要があるのかを確認して下さい。
- ・ **発行3ヶ月以内のものを提出して下さい。**
- ・ **税目・税額の表示は不要です。**
- ・ **R6/1/1に住所（住民）登録のある市区町村役所で取得して下さい。ただしR6年中に転居がある団体は、個別にご相談してください。**

**【注意】** 取得先は都道府県税事務所や国税事務所、税務署ではありません。

※那覇市での納税証明書の発行は那覇市役所本庁3階市民税課及び3支所（首里・真和志・小禄）でも行っています。

- ・ 納税証明書を取得する際に必要な書類（委任状、来庁者の身分証明書等）、取得可否、受付時間などは各発行機関に確認して下さい。

